平成２９年（フ）第３６号
佐賀県神埼市千代田町境原759番地
債務者　永原マサエ
1　決定年月日時　平成29年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８７号
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所1583番地22
プレミアムアイランド上峰Ⅵ－Ｆ
債務者　岩本　幸一
1　決定年月日時　平成29年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８８号
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所1583番地22
プレミアムアイランド上峰Ⅵ－Ｆ
債務者　岩本　　望（旧姓日髙）
1　決定年月日時　平成29年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１２６１号
千葉県市川市相之川１丁目20番19－110号（ＴＯＫＹＯベイクラブ）
破産者　黒木　幸広
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２６８号
千葉市中央区道場北２丁目18番34号　スペースメゾン206号
破産者　松田　　徹
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２８６号
千葉市美浜区幸町２丁目８番21棟305号
破産者　渡辺　高史
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９９号
山梨県北杜市武川町三吹2143番地36
破産者　株式会社杏川
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２０７号
千葉県船橋市前原東５丁目11番21－305号
破産者　藤原　輝男
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２３６号
千葉県船橋市前貝塚町535番地１　ソレイユ華505号
破産者　55プランニングこと　紺野　芳博
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４５号
埼玉県戸田市本町４丁目15番１ビーンズ戸田公園２ＦＣＡＲＡ
破産者　株式会社盛河
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２２７号
千葉市美浜区真砂４丁目４番４棟211号
破産者　山口　順以
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１１０号
東京都日野市栄町２丁目21番地の１都営日野栄町２丁目アパート４－103
破産者　伊藤　正光
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２１１号
東京都港区南青山１丁目10番４号
破産者　株式会社アイテイーオ企画
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８８号
長野県佐久市安原1424番地14
破産者　有限会社黒河製作所
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第１６０号
兵庫県三木市吉川町楠原1712番地
破産者　有限会社スマイル
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１号
広島市中区十日市町２丁目５番29－302号
破産者　野津　順弘
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３９号
鹿児島市上福元町7317番地
破産者　株式会社蓮’ｓ　ｓｈａｍｒｏｃｋ
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２５７号
北海道紋別市大山町１丁目６番地27
破産者　株式会社苅屋商店
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１００号
東京都武蔵村山市中原２丁目３番地の７コーポ86・106号
破産者　小池　勇樹
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４３号
東京都国分寺市本町３丁目11番16号
破産者　有限会社商栄
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４４号
東京都小金井市桜町２丁目７番16号上水ハイツ201
破産者　浜野　靖雄
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部